全米熱帯まぐろ類委員会(IATTC) Inter-American Tropical Tuna Commission

1950年3月 3日 発効 1970年7月 1日 我が国効力発効 2010年8月27日 強化条約発効

1 目的

条約適用水域におけるかつお・まぐろ類等資源の長期的な保存及び 持続的な利用の確保

2 締約国等

(1)締約国等

日本、韓国、米国、カナダ、EU、中国、フランス、コスタリカ、パナマ、エルサルバドル、グアテマラ、エクアドル、メキシコ、ニカラグア、バヌアツ、ベネズエラ、ベリーズ、台湾、ペルー、コロンビア、キリバス

- (2)協力的非締約国 ボリビア、ホンジュラス、インドネシア、リベリア
- 3 対象水域:東部太平洋水域(5 参照)
- 4 主な保存管理措置
- (1)メバチ・キハダ保存管理措置
- 〇まき網漁業
 - 62日間の全面禁漁

(7月29日~9月28日又は11月18日~1月18日の期間) 沖合特定区で1ヶ月間禁漁(9月29日~10月29日の期間)

〇はえ縄漁業:

2007年の漁獲枠の5%減(我が国漁獲枠32.372トン)

- (2) 太平洋クロマグロ保存管理措置
 - ・商業漁業については、2015年及び2016年の年間漁獲上限 3,300トンを原則とし、2年間の合計が6,600トンを超 えないように管理
 - ・30キロ未満の漁獲の比率を50%まで削減するよう努力
- (3) 北太平洋ビンナガ 漁獲努力量を現状水準に制限
- (4)漁船管理

ポジティブリスト制度、船舶監視システム(VMS)等

5 水域図

